

○蓮田市商工振興審議会条例

昭和51年3月29日条例第15号

改正

昭和52年3月31日条例第3号

昭和56年3月30日条例第2号

昭和56年6月29日条例第11号

昭和58年3月17日条例第3号

昭和62年6月25日条例第13号

平成2年9月28日条例第12号

平成9年6月30日条例第10号

平成19年6月29日条例第21号

平成22年12月22日条例第27号

蓮田市商工振興審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき蓮田市商工振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、商工業の振興に必要な事項を審議し、調査研究を行うため、蓮田市商工振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 商工会の長が推薦する者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員がその選任資格を失ったときは、同時にその職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部商工課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月30日条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月29日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 現にこの条例の改正前に委嘱又は任命されている審議会等の委員の任期は、任期満了までとする。ただし、市議会の議員、助役、収入役、教育長及び市の職員で委嘱又は任命されている者の任期は、昭和56年6月30日までとする。
- 9 第18条の改正規定中「11人」とあるのを「13人」と読み替え昭和57年3月31日まで適用するものとする。

附 則 (昭和58年3月17日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月25日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に在職する委員を有する審議会等については、当該委員の任期の満了する日の翌日からこの条例による改正後の条例の規定を適用する。

附 則 (平成2年9月28日条例第12号抄)

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(蓮田市商工振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に改正前の蓮田市商工振興審議会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第10条の規定による改正後の蓮田市商工振興審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年6月30日までとする。

附 則 (平成22年12月22日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。